

【一般緊急輸送道路沿道建築物】実施設計助成の流れ

事業者
(建築事務所等)

助成申請者
(建物所有者)

練馬区

期間の目安

耐震診断の完了
診断結果 [Iw 値1.0未満、 Is 値0.6未満]

建築物調査結果報告書を作成し区へ提出

*耐震診断時に提出、確認を行っている場合は
不要なケースもあります

助成可否の確認

実施設計の見積り

1 助成金の申請

受付・審査

実施設計の契約～実施
*契約は区の助成金交付決定後に行うこと

助成金交付決定
通知書の交付

評定機関による
耐震計画評定

*評定機関には指定があります。
事前にご確認ください。

評定結果の報告

2 耐震計画評定の申請
受付締切りは毎月2回

評定書の受領

耐震計画評定
委員会の実施

実施設計費用の
領収

3 実施設計費用の
支払い

耐震計画評定
結果報告書の交付

適合

完了報告

受付・審査

*完了報告は2月末までに行ってください。

建築事務所等へ請求の委任

助成金額確定
通知書の交付

4

助成金の請求

4 助成金の請求

審査

約2週間

助成金の受領

助成金の交付

約1週間

*上記は一例であり、案件により手続に要する期間や内容が異なることがあります。

約1週間

約2～3週間

評定に要する期間は案
件により異なります。
余裕をもって実施して
ください。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】実施設計助成の必要書類

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	耐震診断報告書の写し
<input type="checkbox"/>	緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）
<input type="checkbox"/>	見積書（実施設計費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
<input type="checkbox"/>	【共有者がいる場合】※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
<input type="checkbox"/>	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書など
<input type="checkbox"/>	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
<input type="checkbox"/>	【区分所有者がいる場合】 ・実施設計の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	【申請手続きを委任する場合】 ・委任状

②耐震計画評定の申請で必要な書類（木造2階建て以下の建築物の場合のみ）

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震計画評定申請書（第11号様式）
<input type="checkbox"/>	評定ファイル（3冊）および計算データCD（1枚）

【一般緊急輸送道路沿道建築物】実施設計助成の必要書類

③完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（実施設計費用の支払いを証する書類）の原本および写し →原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（実施設計費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（実施設計契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	計画の認定通知書等の写し（1部） →木造2階建て以下の建築物の場合は、耐震計画評定結果報告書(適合)の写しも可
<input type="checkbox"/>	【実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合】 ・計画の認定通知書等の写しまたは確認済証の写し（1部）
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

④助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

